4　［略］

第３節　自動車の点検

自動車については、日常点検、定期点検を行うほか、燃料、冷却水、エンジンオイル、タイヤの溝の深さなどについては適宜点検し、少しでも悪い箇所があつたら、整備しましよう。

ハンドル、ブレーキ、マフラーその他の各装置が整備されていないため、交通の危険を生じさせたり、有害なガスや騒音を出してほかの人に迷惑を及ぼしたりするおそれのある車を運転してはいけません。

1　日常点検

日常点検は、自動車の使用者や自動車を運行しようとする者が、日頃自動車を使用していく中で、自分自身の責任において行う点検です。自動車の使用者は、自動車の走行距離や運行時の状態などから判断した適切な時期に、この点検を行わなければなりません。なお、タクシー、ハイヤーなどの事業用の自動車や自家用の大型自動車及び中型自動車、準中型貨物自動車、普通貨物自動車、大型特殊自動車、レンタカーなどの使用者又はこれらの自動車を運行しようとする者は、１日１回、運行する前にこの点検を行わなければなりません。標準的な点検の実施の方法は、次の表のとおりです。

［略］

備考

1　※の点検項目は、事業用の自動車や自家用の大型自動車及び中型自動車、準中型貨物自動車、普通貨物自動車、大型特殊自動車、レンタカーなどについても、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行えばよいものです。

［２～４　略］

2　［略］

3　定期点検

事業用の自動車、自家用の大型自動車及び中型自動車や準中型貨物自動車、普通貨物自動車などのレンタカーについては３箇月ごとに、自家用の準中型貨物自動車及び普通貨物自動車や普通乗用自動車などのレンタカーなどについては６箇月ごとに、自家用の普通乗用自動車などについては１年ごとに点検し、必要な整備をしなければなりません。

第４節　乗車と積載

1　座席でないところに人を乗せたり、荷台や座席でないところに荷物を積んだりしてはいけません。

また、定められた乗車定員（運転者を含みます。）や積載の制限を超えて、人を乗車させたり、物を積んだりしてはいけません。次の表は、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車について、それぞれの乗車定員と積載の制限を示しています。

車の種類	乗車定員	積載物の重量	積載物の大きさ	積載の方法
大型自動車 中型自動車 準中型自動車 普通自動車	自動車検査証か軽自動車届出済証に記載されている乗車定員（ミニカー（注５）と特定の構造の農業用薬剤散布車（注６）に	自動車検査証か軽自動車届出済証に記載されている最大積載量（ミニカーにあつては30キログラム、特定の構造の農業用薬剤散布車にあつては1,500キログラム）	長さ…自動車の長さ×1.1 幅　…自動車の幅 高さ…地上3.8メートル（三輪の普通自動車と総排気量660cc以下の普通自動車にあつては2.5	前後…車体の前後から自動車の長さの$\frac{1}{10}$の長さを超えてはみ出さないこと。 左右…車体の左右からはみ出さないこと。

4　［同左］

第３節　自動車の点検

［同左］

1　日常点検

日常点検は、自動車の使用者や自動車を運行しようとする者が、日頃自動車を使用していく中で、自分自身の責任において行う点検です。自動車の使用者は、自動車の走行距離や運行時の状態などから判断した適切な時期に、この点検を行わなければなりません。なお、タクシー、ハイヤーなどの事業用の自動車や自家用の大型自動車及び中型自動車、普通貨物自動車、大型特殊自動車、レンタカーなどの使用者又はこれらの自動車を運行しようとする者は、１日１回、運行する前にこの点検を行わなければなりません。標準的な点検の実施の方法は、次の表のとおりです。

［同左］

備考

1　※の点検項目は、事業用の自動車や自家用の大型自動車及び中型自動車、普通貨物自動車、大型特殊自動車、レンタカーなどについても、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行えばよいものです。

［２～４　同左］

2　［同左］

3　定期点検

事業用の自動車、自家用の大型自動車及び中型自動車や大型自動車、普通貨物自動車などのレンタカーについては３箇月ごとに、自家用の普通貨物自動車や普通乗用自動車などのレンタカーなどについては６箇月ごとに、自家用の普通乗用自動車などについては１年ごとに点検し、必要な整備をしなければなりません。

第４節　乗車と積載

1　座席でないところに人を乗せたり、荷台や座席でないところに荷物を積んだりしてはいけません。

また、定められた乗車定員（運転者を含みます。）や積載の制限を超えて、人を乗車させたり、物を積んだりしてはいけません。次の表は、大型自動車、中型自動車、普通自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車について、それぞれの乗車定員と積載の制限を示しています。

車の種類	乗車定員	積載物の重量	積載物の大きさ	積載の方法
大型自動車 中型自動車 普通自動車	自動車検査証か軽自動車届出済証に記載されている乗車定員（ミニカー（注５）と特定の構造の農業用薬剤散布車（注６）に	自動車検査証か軽自動車届出済証に記載されている最大積載量（ミニカーにあつては30キログラム、特定の構造の農業用薬剤散布車にあつては1,500キログラム）	長さ…自動車の長さ×1.1 幅　…自動車の幅 高さ…地上3.8メートル（三輪の普通自動車と総排気量660cc以下の普通自動車にあつては2.5	前後…車体の前後から自動車の長さの$\frac{1}{10}$の長さを超えてはみ出さないこと。 左右…車体の左右からはみ出さないこと。